

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和7年3月7日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和7年3月7日（金）午後2時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

子育て支援課：相馬課長、山崎主査補

3 件名

しろいこどもプラン（第3期白井市子ども・子育て支援事業計画）の策定について（報告）

4 会議結果

- ☐ 案のとおり決定する。
- ☐ 一部修正の上、決定する。
- ☐ 継続して検討する。
- ☐ 案を否決する。
- ☒ 報告を了承する。

5 会議内容

- ・次期こどもプランでは、5年後の成果指標を設定したとのことだが、進行管理はどのように行のか。
→今後、それぞれの事業の活動指標を設定し、年度ごとの把握を行い、進行管理を行っていく。
- ・次期こどもプランには、「こども版」があるが、学校等と連携して活用していくなど、こどもたちへの効果的な周知方法を検討していくこと。
- ・次期こどもプランは、従来のこどもだけでなく、若者を含んだプランとなるため、庁内各課で連携し、事業が連動するように調整を行うこと。

部課名 健康子ども部 子育て支援課

件名	しろいこどもプラン(第3期白井市子ども・子育て支援事業計画)の策定について																																							
内容	【計画の位置づけ】 こども基本法に基づく「市町村こども計画」として、次世代を担う全てのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するもの。																																							
	【計画期間】 令和7年度から令和11年度まで(5カ年)																																							
	【計画の基本方針】 めざすまちの姿:「”オールしろい” でつなぐ こどもの幸せ(ウェルビーイング)」 これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、30代までの若者への支援も対象とし、こども・若者の視点及び「子育て当事者」の視点にたち、地域社会全体がつながり、支え合い、将来にわたりこどもたちがそれぞれの希望に応じた「幸せな状態」の好循環を生んでいくことを目指す。																																							
	【計画の施策展開等】																																							
	◆ライフステージ別の支援の展開																																							
	1. こども誕生前から幼児期までの支援 (1)妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの保健・医療の確保 (2)こどもの成長の保障と遊びの充実																																							
	2. 学童期・思春期での支援 (1)こどもが安心して過ごし、学べる学校生活の充実 (2)こどもの居場所づくりの推進																																							
	3. 青年期での支援 (1)就労のための支援 (2)結婚を希望する方への支援 (3)若者やその家族に対する相談体制																																							
	◆ライフステージを通じた支援の展開																																							
	1. 困難を抱えるこどもや家庭への支援 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり 3. こどもの貧困対策 4. 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護 5. こども・若者の安全確保																																							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	◆子育て当事者への支援																																							
	1. 経済的負担の軽減 2. 地域子育て支援・家庭教育支援 3. 共働き・共育での推進 4. ひとり親家庭への支援																																							
	◆子ども・子育て支援事業計画																																							
	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に提供できるよう、量の見込み、確保方策を数値で示したもの。																																							
	令和8年度から新たな計画となる「白井市第6次総合計画」、「地域福祉計画」、「教育大綱」、「教育振興基本計画」等、各種計画との整合・連携されるよう、調整していくことが必要。																																							
	R7年3月 本計画書を千葉県へ報告 計画書印刷製本 4月以降 計画書の周知(広報、市HP等)																																							
	今後のスケジュール																																							
	<table><tr><td>項目</td><td>有無</td><td>方法(時期)</td><td>項目</td><td>有無</td><td>方法(時期)</td></tr><tr><td>条例規則</td><td>無</td><td></td><td>報道発表</td><td>無</td><td></td></tr><tr><td>議会説明</td><td>有</td><td>行政運営報告</td><td>広報・HP等</td><td>有</td><td>広報・HP(R7.4月)</td></tr><tr><td>市民参加</td><td>無</td><td colspan="4">【策定時実施済】 審議会、アンケート、ワークショップ、意見公募等</td></tr><tr><td>報告書公表</td><td colspan="5">■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)</td></tr></table>										項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告	広報・HP等	有	広報・HP(R7.4月)	市民参加	無	【策定時実施済】 審議会、アンケート、ワークショップ、意見公募等				報告書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)				
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																																		
	条例規則	無		報道発表	無																																			
議会説明	有	行政運営報告	広報・HP等	有	広報・HP(R7.4月)																																			
市民参加	無	【策定時実施済】 審議会、アンケート、ワークショップ、意見公募等																																						
報告書公表	■ 公開 □ 非公開 □ 部分非 □ 時限非 (まで)																																							
参考情報	案件提出事由 エ 策定した各種計画の概要																																							
	関係法令等 こども基本法、子ども・子育て支援法等																																							
	関係課 保育課、健康課、、教育委員会、企画政策課 ほか																																							
	事業費 9,790 千円 (うち特定財源 1,350 千円)																																							
	カテゴリー 年代 全ての年代 場所 市内全域 目的 その他 手段 その他																																							

しろい こどもプラン

概要版

令和7年3月 白井市

しろい こどもプランとは

●こども基本法に基づく「市町村こども計画」

国は令和5年4月にこども家庭庁を創設し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を施行しました。

「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しており、同法に基づく「こども大綱」では、こども施策に関する基本的方針を示しています。

「しろいこどもプラン」は同大綱を勘案するとともに、本市のこども施策における各種計画・取り組みを包含する計画となります。

こども大綱 基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

しろいこども プランに包含 される計画

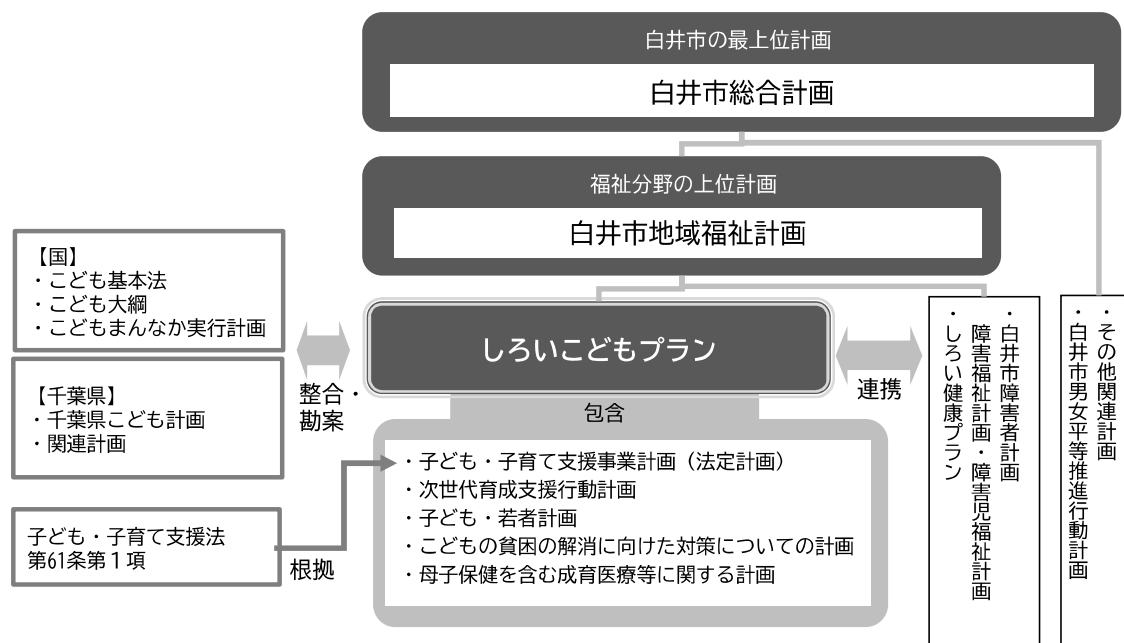
- 子ども・子育て支援事業計画
（第3期「市町村子ども・子育て支援事業計画」）
- 次世代育成支援行動計画
- 子ども・若者計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画

※「こども」、「子ども」の表記について

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。これを踏まえ、本計画でも原則として「こども」表記としています。ただし、国の法令や制度、市の条例・規則等に基づく用語や他文献からの引用、固有名詞などについては、「子ども」を使っています。

●計画の位置づけ ～総合計画の健康・福祉分野の個別計画として位置づけます～

市の最上位計画「白井市総合計画」、福祉分野の上位計画となる「白井市地域福祉計画」ほか各種計画等との整合・連携を図り策定しています。



●計画の期間 ～今後5年間の計画です～

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

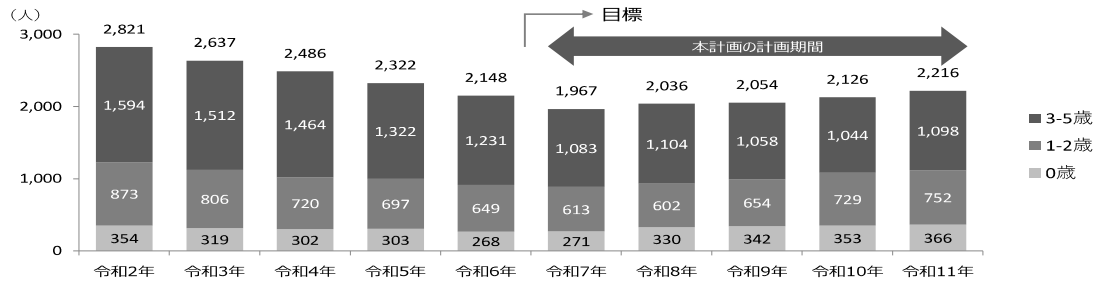
ただし、国や千葉県の行政施策の動向等、社会経済情勢の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行います

令和 2年度	～	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
(前計画) しろい子どもプラン (令和2年度～令和6年度)			(本計画) しろい子どもプラン (令和7年度～令和11年度)				
		▲ 見直し					▲ 見直し

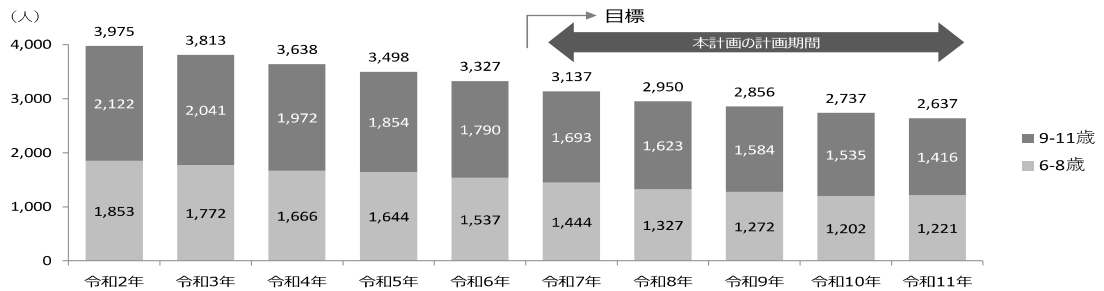
白井市のこども・若者の数（将来目標人口）

こども（0～17歳）と若者（18～39歳）の人口は、令和2年から令和6年にかけて減少傾向となっています。今後、持続可能なまちづくりを進めるため、本計画による結婚、子育て支援策等の強化や市の最上位計画である次期総合計画の総合的な施策による、人口流入・出生率増加を加味した、こども・若者の将来目標人口としています。

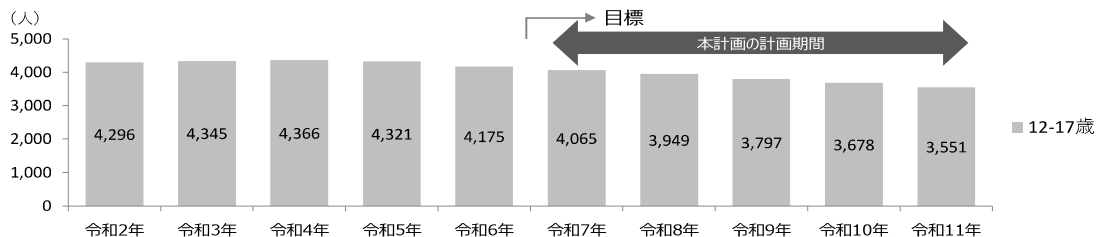
◇0歳～5歳のこどもの数



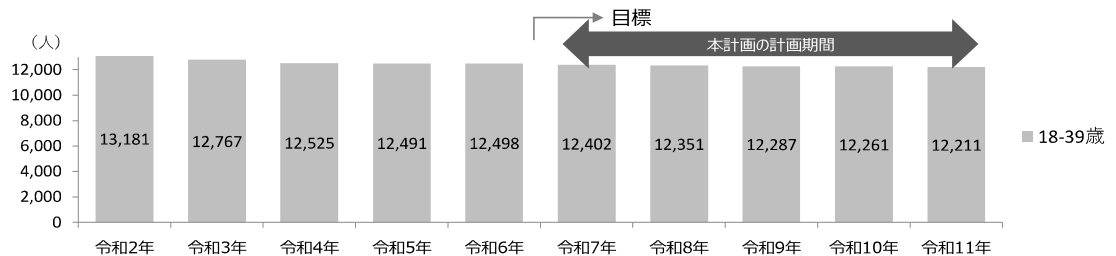
◇6歳～11歳のこどもの数



◇12歳～17歳のこどもの数



◇18歳～39歳の若者数



※令和2年～6年：住民基本台帳による実績。

※令和7年～11年：国勢調査人口実績を基に推計。次期総合計画の施策効果を見込んだもの。

めざすまちの姿

本計画は、これまでの18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、令和5年4月1日に施行された、こども基本法（こども大綱）に基づき、20代や30代までの若者への支援も新たに対象としています。

このことから、「こども」「若者」の視点に立つとともに、前計画でめざしてきた姿である「子育てしたくなるまち」を継承した「子育て当事者」の視点も含み、地域社会全体がつながり、支えあい、将来にわたりこどもたちが、それぞれの希望に応じた“幸せな状態”の好循環を生んでいくことが大切であると考えます。

これらを踏まえ、本計画におけるめざすまちの姿を、次のように定め推進していきます。

しろいこどもプラン（白井市こども計画）におけるめざすまちの姿

**“オールしろい”でつなぐ
こどもの幸せ（ウェルビーイング）**

それぞれのウェルビーイング

こども（0歳～17歳）	誕生前から乳幼児期、学童期、思春期まで、こどもの権利が守られ、家庭や地域の支援と各成長段階における様々な体験により、こども自らが健やかに成長し、幸せとを感じる状態
若者（18歳～30歳代）	自らの価値観や生き方を確立させながら、進学や就職、結婚といった様々なライフイベントに対し、自身が希望する進路を実現し、幸せとを感じる状態
子育て当事者	子育てへの不安や孤立感、仕事との両立等に悩むことがなく、こどもを育てる喜び、こどもが育つ喜びがあり、幸せとを感じる状態

施 策 の 展 開

めざすまちの姿

“オールしろい”で つなぐ こどもの幸せ（ウェルビーイング）

分野	施策の方向	事業分野	事業の取り組み概要
ライフステージ別の支援の展開	1 こどもの誕生前から 幼児期までの支援	1 妊娠前から妊娠、出産、幼児期までの 保健・医療の確保	誕生前から幼児期までのこどもの成長に重要な時期の支援をするため、こども家庭センターによる包括的な相談支援、妊産婦・乳幼児等の健康診査や各種予防接種等による保健対策、家事支援をするママヘルパー派遣等の産前・産後支援を推進します。
	2 学童期・思春期での 支援	2 こどもの成長の保障と遊びの充実	障がいのある無や保護者の就労状況に関わらず幼児教育・保育を受けられる体制の整備を推進します。また、地域の子育て支援センターへの相談機関の設置や児童館での遊びや地域交流の場の提供、家庭教育事業における家庭教育講座等により、こどもの成長を支援します。
	3 青年期での支援	1 こどもが安心して過ごし、学べる 学校生活の充実	児童生徒の学校生活をより充実したものとするため、部活動の地域展開、コミュニティスクールの導入による地域に開かれた学校づくりや平和教育事業による体験からの学びを推進します。また、補助教員の配置や教育相談事業等により、児童生徒へのきめ細やかな相談支援をします。
ライフステージを通じた 支援の展開	1 困難を抱えるこどもや家庭への支援	2 結婚を希望する方への支援	安全・安心なこどもの居場所の確保、学習や体験・交流活動の提供のため、こども食堂等の地域活動団体等に対して補助金などの支援を行い、地域での居場所づくりを推進します。また、放課後の居場所の充実として、学童保育の実施とともに放課後子ども教室の拡充を進めます。
	2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	3 若者やその家族に対する相談体制	若者の就労を支援するため、就労スキル向上や事業者とのマッチング支援を行います。また、起業希望者の支援として創業スクールや創業塾等の周知啓発のほか、支援内容の充実を図ります。
	3 こどもの貧困対策	4 児童虐待防止対策、こども・若者の権利擁護	若い世代が就職、結婚、出産、子育て等で、様々なライフイベントに柔軟に対応できるようにするため、その知識や情報を学び考える機会を提供します。また、新たな交流や結婚を希望する若者へ新たな出会いの場を創出するとともに、結婚後の新生活に係る経済的支援を実施し、若い世代の結婚と定住促進を図ります。
子育て当事者への 支援	1 経済的負担の軽減	2 地域子育て支援・家庭教育支援	ニートひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える若者や家族を支援するため、相談会を実施するとともに、生活や仕事に関する相談支援をする「白井市くらしと仕事のサポートセンター」において、関係専門機関等と連携し自立に向けての支援をします。
	2 地域子育て支援・家庭教育支援	3 共働き・子育ての推進	困難を抱えるこどもや家庭を支援するため、障がい児・医療的ケア児等に対しては、各種助成・給付事業やこども発達センター等での療育・相談等を行います。また、経済的な事情により困難を抱える家庭には、こどもが希望する将来の進路につながるよう、学習塾への通塾を支援をします。
	3 共働き・子育ての推進	4 ひとり親家庭への支援	地域での多様な遊び・体験の機会づくりを推進するため、市民団体と連携したこども・若者体験会を実施するとともに、こどもや若者自身がイベントを実施するなど、活躍できる機会の仕組みづくり、活動・交流の場の整備を行います。
子育て当事者への 支援	1 経済的負担の軽減	2 地域子育て支援・家庭教育支援	こどもが家庭の経済状況などの環境によって左右されることがなく、こどもの権利・利益が守られるよう、就学援助費の支給や子育て支援サービスに係る利用者負担金の軽減のほか、保護者がより良い就労環境を得られるよう、スキルアップセミナー開催や資格取得に関する情報提供などの就労支援を行います。
	2 地域子育て支援・家庭教育支援	3 共働き・子育ての推進	児童虐待防止を図るため、こども家庭センターにおいて、子育ての悩みや困難を抱える家庭の相談やサポートプランの作成により支援します。また、ヤングケアラーの支援をするため、学校等関係機関と連携してヤングケアラーの早期発見、必要な支援につなげ、こどもの権利を守ります。
	3 共働き・子育ての推進	4 ひとり親家庭への支援	こども・若者がネット犯罪に巻き込まれないようにするため、学校非公式サイトに対するネットパトロールや児童生徒への情報モラル等に関する啓発の充実を図ります。また、地域市民と連携した防犯パトロールとともに、登下校の安全対策を実施します。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画とは、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、その利用見込みに対しての確保方策を示すものです。

●子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付【教育・保育（幼稚園・保育所など）】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業



地域子ども・子育て支援事業

○利用者支援事業 ○延長保育事業 ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 ○放課後児童健全育成事業 ○子育て短期支援事業 ○乳児家庭全戸訪問事業 ○養育支援訪問事業 - 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 - 子育て世帯訪問支援事業 - 児童育成支援拠点事業 - 親子関係形成支援事業	○地域子育て支援拠点事業 ○一時預かり事業 ○子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) ○病児・病後児保育事業 ○産後ケア事業 ○乳児等通園支援事業 ※妊婦健康診査事業は地方交付税措置
--	---

●教育・保育（幼稚園・保育所など）の確保方策

区分			令和7年度 (初年度)	令和11年度 (最終年度)
認定	利用施設	年齢		
1号	認定こども園、幼稚園	3～5歳	1,373人	867人
2号	認定こども園、保育所		658人	757人
3号	保育所、認定こども園 地域型保育事業	0～2歳	410人	518人

0歳～2歳児までの受け皿拡大が課題であることから、現在ある幼稚園については、必要利用定員確保の範囲内で、保育機能を併せ持つ「認定こども園」への移行を推進します。

●地域子ども・子育て支援事業の確保方策

事業名	内 容	令和7年度	令和11年度
利用者支援事業	子どもと保護者等が、教育・保育施設(幼稚園・保育所等)や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援するとともに、子育て支援などの関係機関との連絡調整等を行います。	基本型 1 か所	1 か所
		特定型 1 か所	1 か所
		こども家庭センター型 1 か所	1 か所
	子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場を、市内6か所の地域子育て支援拠点で実施します。	地域子育て相談機関 6か所	9か所
	すべての妊婦等に助産師や保健師による面談を継続して実施します。	妊婦等包括相談支援事業 660 回	758 回
延長保育事業	保育所、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間(保育認定時間)を超えて保育を実施します。	712 人	823 人
		12か所	15か所
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、授業の終了後に小学校の余裕教室や専用施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ります。	719 人	719 人
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。	5 人	5 人
		1 か所	1 か所
乳児家庭全戸訪問事業	生後3～4か月の乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援の情報提供や、養育環境等の把握を行います。	271 人	366 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	78 人	72 人
子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援をすることにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぎます。	80日	64日
児童育成支援拠点事業	生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を一体的に実施する居場所を養育環境等に課題を抱える家庭の児童等に対して提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。	14 人 令和8年度～	12 人
親子関係形成支援事業	児童との関わり方に悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談支援を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	9人 令和8年度～	8 人
地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等に乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	16,875 人	20,951 人
		6 か所	9 か所
一時預かり事業	家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行います。	3,408 人	3,408 人
		3 か所	3 か所
病児・病後児保育事業	病児・病後児を、病院等に付設された専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育します。	231 人	259 人
		2 か所	2 か所

事業名	内 容	令和7年度	令和11年度
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の保護者を会員として、預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	510人	679人
		1か所	1か所
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持と増進を図り、安心・安全な妊娠・出産に資するよう、妊婦の健康状態の把握や保健指導と、妊娠中に必要に応じた検査を行います。	3,794人	5,124人
産後ケア事業	産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を宿泊（ショートステイ）型、通所（デイケア）型、訪問型により行います。	72人	110人
乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、0歳6ヶ月から2歳の保育所等に通っていないこどもを対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育を行います。	23人 令和8年度～	27人
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を行い、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を図ります。		
実費徴収に係る補足給付を行う事業	低所得で生計が困難である者等のこどもの円滑な特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援等の利用が図られるよう、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	教育・保育施設等事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な保育の提供体制の確保を図ります。		

計画の推進体制等

●計画の推進体制

本計画の対象は、こども・若者、子育て当事者など対象が幅広く、こどもに関する取り組みを総合的に推進するための計画であることから、子育て支援を基本として、教育・保育、保健、医療、福祉といった多岐の分野にわたるため、関係各課と綿密な連絡調整を図り、横断的に取り組みを推進します。

また、行政だけでなく、地域における様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所や幼稚園等、学校、地域活動団体や地域における支援の担い手、その他関係機関・団体等との連携・協働により計画の推進に取り組みます。

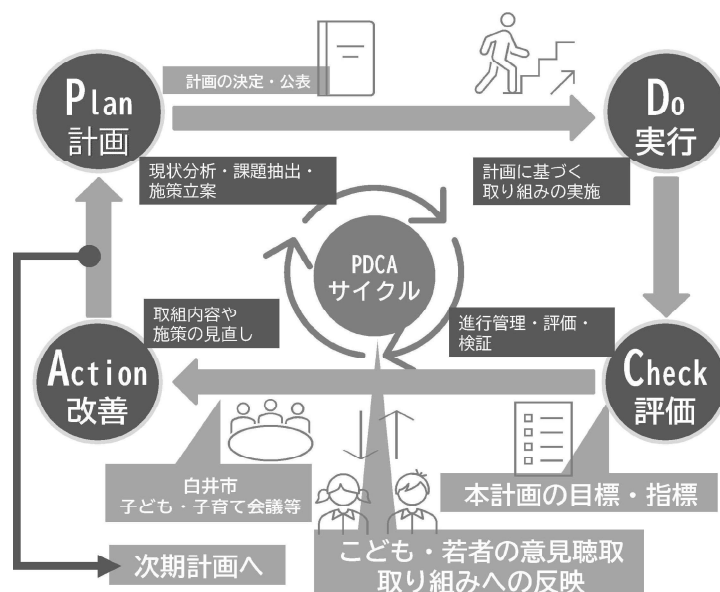
●こどもの意見聴取

本計画の推進にあたっては、施策の対象であるこどもや若者の意見を聴く機会や場を設け、取り組みの実行や必要に応じた見直し等に反映させるよう努めていきます。

●計画の進行管理

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て（Plan）、実行・実施（Do）、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善・見直しする（Action）、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

進捗状況の点検・評価においては、別途、具体的に取り組む事業の活動指標を設定し、年度ごとの把握を行うとともに、効果測定については、本計画にて設定するこども・若者や子育て当事者の視点に立った数値目標・指標により行います。



●本計画の目標・指標

本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間に、「めざすまちの姿」（本概要版P4）における、こども・若者及び子育て当事者の「幸せと感じる状態」にどれだけ近づけたかを評価するため、それぞれの視点に立った指標と5年後の目標値をそれぞれ設定しました。

（１）こどもに係る目標・指標

指 標 名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
自分のことが好きであると思うこどもの割合	63.0%	57.8% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約5%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
自分は幸せであると思うこどもの割合	88.0%	85.8% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約2%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
将来の夢や目標があるこどもの割合	75.0%	73.3% (令和5年度)	過去の実績の推移を踏まえ約2%増加をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査

（２）若者に係る目標・指標

指 標 名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
自分の希望する社会生活や日常生活を円滑に送ることができている若者の割合	70.0%	—	こども大綱の指標における目標値をめざす。 (こども家庭庁調査による現状値は、令和4年度 51.5%)	新規設定
自分の将来に明るい希望がある若者の割合	80.0%	—	こども大綱の指標における目標値をめざす。 (こども家庭庁調査による現状値は、令和4年度 66.4%)	新規設定

（３）子育て当事者に係る目標・指標

指 標 名	目標値	現状値	目標値設定の考え方	出典等
妊娠・出産について満足している者の割合	87.0%	87.0% (令和5年度)	過去実績で最大の令和5年度数値を維持する。	白井市育児相談(4か月)担当課調べ
子育てに関しての不安感、負担感を感じる子育て当事者の割合	48.0%	54.4% (令和5年度)	前回調査から、増加しているため、前回水準をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる子育て当事者の割合	95.0%	91.2% (令和5年度)	現状値が高い値だが、相談する人がいない割合を0に近づけるため約4%増をめざす。	白井市子育て支援に係るアンケート調査

しろいこどもプラン 概要版

発行：令和7年3月

企画・編集：白井市役所 健康子ども部 子育て支援課

〒270-1492

千葉県白井市復1123番地

電 話 047(492)1111 〈代表〉

FAX 047(492)3033

URL <http://www.city.shiroi.chiba.jp/>

この計画で取り組むことの全体図



しらいこどもプラン 【こども版】

令和7年3月
白井市役所 健康子ども部 子育て支援課
〒270-1492 千葉県白井市復1123番地

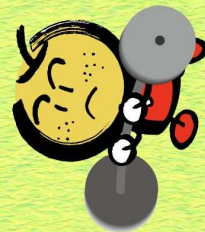
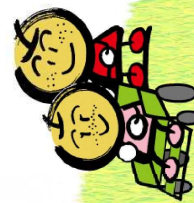
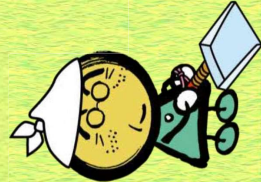
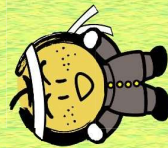
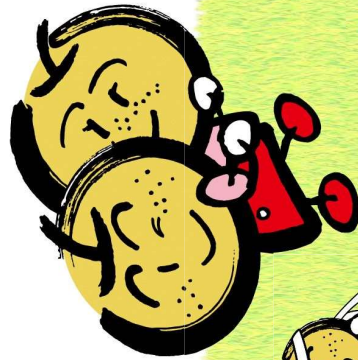


こども版

しらいこどもプラン

すべての こどもと若者が
自分らしく 望みをかなえながら
今も これからも
幸せに暮らせるまちになるように
白井市の 市民みんなが 応えんするプラン（計画）です。

“オールしらい”で つなぐ こどもの幸せ (ウェルビーイング)

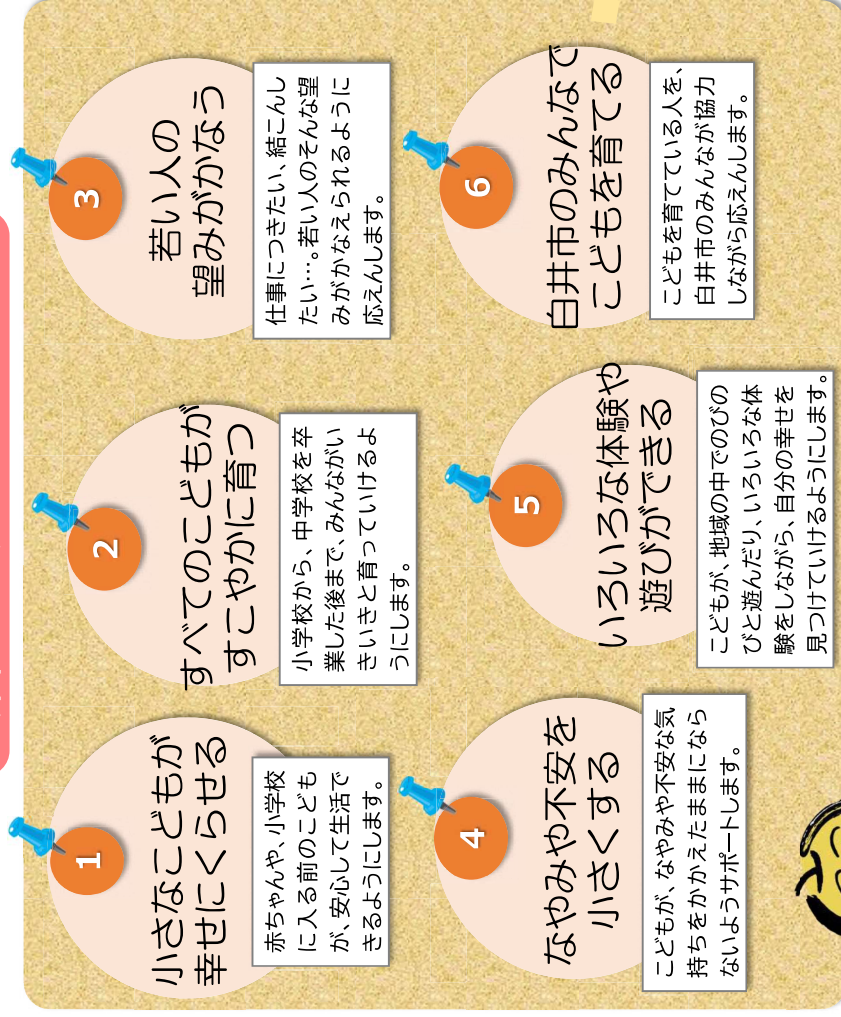


令和7年3月

白井市

白井市には、約9千700人※の子どもがいます。そして、一人ひとりに、健康で、幸せに育つ権利があります。もちろんあなたもその一人です。

白井市がめざすまちは こんなまち



※令和6年4月1日時点の、0さい～17さいの人口です。

ってなに？

「しろい子どもプラン」は、子どもたちみんながその権利を守られながら、元気で幸せにくらしたいける社会をめざして、白井市がこれから進めていくことをまとめたプラン（計画）です。

めざすまちの キャッチフレーズ

“オールしろい”でつながる こどもの幸せ（ウェルビーイング）

市役所、ようち園・保育園や学校、地域のグループのほか、白井市に住んでいる人や働いている人など、すべての人が、力を合わせて、協力し合うということです。みなさんもその一員です。

こどもたちの幸せを願う気持ち、こどもや若者を応援する活動が、白井市全体に広がり、つながっていくようにしよう、ということです。

一人ひとりが夢や希望をもち、今も、未来も「自分は幸せだ」と感じながら生活していける状態のことです。

こどもにとって、もっともよいことは何か、こどもの幸せとはどんなことか、アンケートやワークショップのこどもの意見や声を大切にしながら考えて、めざすまちをつくっていきます。



だから
白井市
では

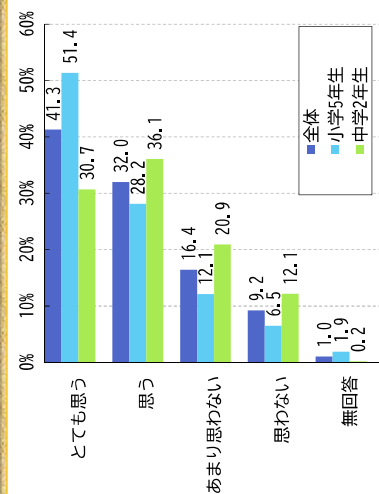
進めて
いくよ

夢や希望、いろいろな

体験を応えんします

こどもの意見・こどもの声

Q 自分には将来の夢や目標があると思う？



将来の夢や目標があると思う人が73.3%でした。「思わない」という人も少しいます。

こんなことができるといいな

自然とふれあう体験

梨に関する社会科学習

イベントに参加したり、こどもたちでできるイベントを開く

学校を楽しく。学校を使って地域の人も交流

世代をこえた交流

白井市の自然や、地域の体験と交流し、梨に関する活動に参加したいという意見があります。

多くの人が、将来の夢や目標をもっています。そして、いろいろな体験や交流をしてみたいという希望があります。そんな気持ちを現できるチャンスがいっぱいあるといいですね。

白井市が進めること

こども・若者体験会

こどもや若者が、地域のイベントやお祭り、自然観察や農作物収穫などの体験会に参加できるようにする

こども・若者の活やく機会の仕組みづくり

こども・若者のグループがイベントなどでお店をだしたり、チャレンジ、活やくするためのサポートをする

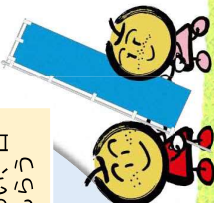
地域のひと協力した学校づくり

学校生活が楽しく、じゅうじつするよう、地域のひとが授業で教えた、部活動をサポートする

ふれあい事業

こどもがお年寄りとおふれあい、白井市の伝統文化を教えてもらう

など

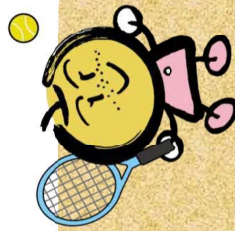
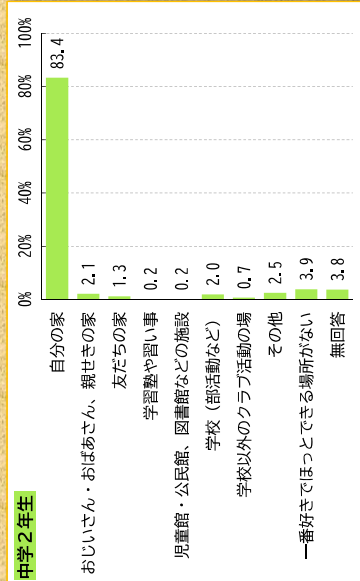
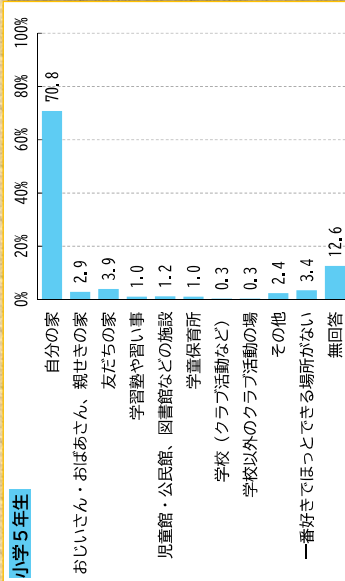


進めて
いくよ

安心して 楽しく すごせる場所をふやします

こどもの意見・こどもの声

Q 一番好きで、ほっとできる場所はどこ？



一番好きでほっとできる場所は「自分の家」がナンバーワン。

こんな場所があるといいな

自習やお話ができる場所

サッカーゴール、バスケットゴールがある公園

遊べる場所

放課後の居場所

親子で楽しめる場所、どの世代も楽しめる場所

スポーツや遊べる場所、どの世代も楽しめる場所という意見がありました。

自分の家のように、安心して、楽しくすごせる場所が、家の外にもいろいろあって、遊んだり、学んだり、いろいろな人と交流できるところがたくさんあって、みんながその中から行きたいところ、すごしたい場所をえらべるようになるとステキですね。

白井市が進めること

こどもの居場所づくり応援

こども食堂や勉強を教えている地域の人を応援して、こどもの居場所をふやしていく

放課後子ども教室

地域のひとと協力しながら、学校でさまざまな体験活動や交流活動を行う

図書館こどもサービス、こども向けプラネタリウム

こども向けの読書の集まりや推せん図書の展示、星座や話題の天文現象、宇宙の広がりを楽しめるこども向けプラネタリウムの放映を行う

など



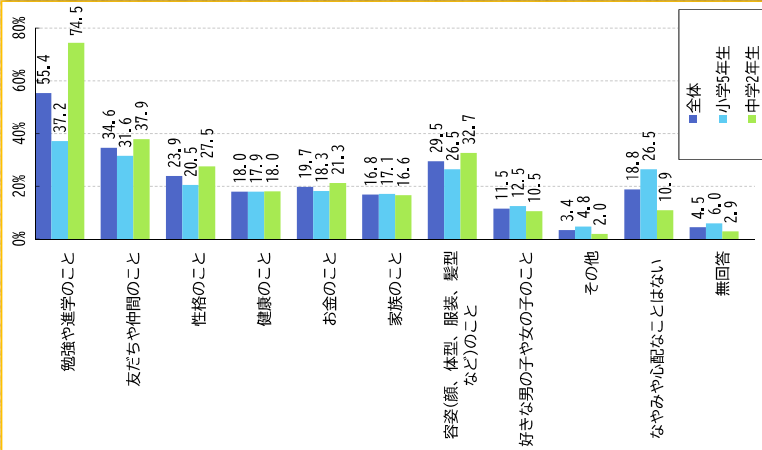
進めて
いくよ

すべてのこどもが

のびのび育つまちにします

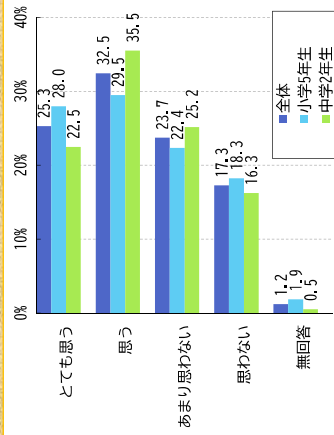
こどもの意見・こどもの声

Q なやみや心配ごとは？



「なやみや心配なことはない」人は18.8%いますが、多くは「勉強や進学なこと」が55.4%で一番多く、友だちや仲間のこと、自分自身のことなどが続いています。

Q 「自分のことが好き」と思う？



「自分のことが好き」というのは、元気でいろいろなことにチャレンジできる大切な思いです。そう思う人のほうが多いけれど、そう思わない人もいます。

なやみや心配ごとはだれにでもあります。

勉強のこと、友だちのこと、自分のこと…。もし、なやみや心配ごとがあっても、自分だけがかかえこまないで、だれかに相談できたり、話を聞いてもらえらるといいですね。そういったサポートを受けられることも、こどものみんなが持っている権利の一つです。

そして、こどもの権利について、すべての市民が知り、守っていくのも大切なことです。

白井市が進めること

人権教室

こどもたちが、自分や他人の人権を尊重することの大切さについて学ぶ教室を開く

こども自身も相談できる窓口

こども自身や親、こどもに関わる地域の人も、だれもがなやみや困りことなどをかかえこまずに相談できる窓口があることを広く伝える

思春期の課題への取り組み

育ちざかりの小中学生が、心も体も健康に育つことができるための正しい知識を持てるように情報を提供する

こどもの権利を知ってもらう

こどもの権利が守られるよう、こども自身や親、地域の大人に対して、市の広報、ホームページ、しろいまっち、チラシなどで広く知らせる

など

進めて
いくよ

こともと こともをとりまく すべての人を応えんします

白井市が進めること

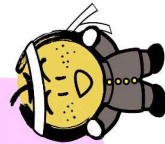
生まれる前から 赤ちゃんを 応えんします

こどもが生まれる前から、生まれた時、大きくなるまで、小さなこどもの健康を守るため、相談にのったり、いろいろな健康しんだんを行って、赤ちゃんやその親を支えます。



若い人の望みを 応えんします

仕事につきたい人や、自分で会社をつくりたい人、結こんした人など、若い人の望みが白井市でかなえられるように応えんします。



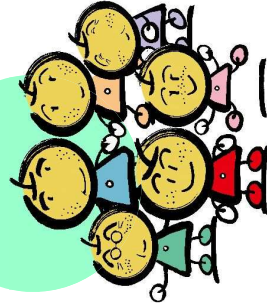
みんなをかかえる こともと家庭を 応えんします

障がいや病気、お金の苦労、お父さん・お母さんのどちらかがいないなどにかかわらず、すべてのこどもと家庭のなやみごとや困りごとが小さくなるように、相談にのったり、お金のえん助をしています。



白井市のみんなで 子育てを応えんします

子育てに困ったときに地域で気軽に相談できる場所をつくります。また、こども食堂や勉強を教えてもらったり、地域の人たちと交流できる居場所をふやしていきます。



白井市がすすめること